

市制施行証明書

地方自治法第8条第3項の規定に基づき、
平成23年11月11日をもって石川県石川郡
野々市町は、石川県野々市市となりました。

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、平成23年
11月11日をもって次のとおり町の区域を新たに画し、
字の区域を廃止しました。

「字三納」は、三納一丁目、三納二丁目、三納三丁目となりました。

字の区域の廃止により、次の町名は「字」の表記が不要となりました。

位川、田尻町、三日市町、二日市町、徳用町、郷町、
蓮花寺町、柳町

平成23年11月11日

石川県野々市市長 栗 貴 章 印